

令和4年2月15日

寿小保護者の皆様

鹿屋市立寿小学校
校長 小野 武利

学校校納金の徴収方法変更について（お知らせ）

大寒の候、保護者の皆様方にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、11月24日に開催されたPTA常任委員会にて標記の件について提案させていただきました。その際に、保護者の方々からいただいた質問や意見などを受けて改めて協議した末、現在使用している「ゆうちょ銀行口座」からの引落を採用することといたしました。保護者の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 ねらい

- (1) 学校内に現金を置かない、持ち込まないため（市教委からの指導）
- (2) 職員の業務負担の軽減、児童とふれあう時間の確保（教職員の業務改善）
- (3) 生徒指導上のリスクマネジメント（盗難、紛失防止）
- (4) 保護者の現金準備の負担軽減（キャッシュレス決済の日常化）

2 本校の現状について

- (1) 給食費：ゆうちょ銀行からの引落（継続）
- (2) 学級費：集金袋準備→徴収→現金確認→保管→金融機関への一時入金→払い戻し→業者支払
※昼休みの対応が主 ※担当が支払状況を確認し、未納の保護者に連絡している。
- (3) 県費の事務職員が1名配置されており、県費・市費・PTA会計・給食費に全て対応し、学級費や教材費などの学級徴収金まで対応することは困難である。
- (4) 年間約1400万円相当の現金が学校に持ち込まれ、リスクマネジメントが必要である。
- (5) PTA雇用の事務補佐を配置した場合の最低経費（4時間・月20日勤務の場合）
※ 最低賃金853円×4時間×20日×11月＝75万円
PTA会費：①P戸数：年間1500円追加負担 ②児童数：年間1100円追加負担

3 システムについて

- (1) 利用する金融機関「ゆうちょ銀行：ゆうちょBIZダイレクトの自動払込み」
※給食費引落用口座を使用
- (2) 各学年の通帳を発行
・すべての校納金を徴収する「校納金口座」から「学年口座」に徴収金を振り分ける。
・「学年会計」になることの共通理解。各学年の職員から代表者1名を「学年会計担当者」とする。
- (3) PTA会計の個別化
・学校事務職員が担当していたPTA会計の実質的業務をPTA会計担当に移行

4 今後の流れ

- 2月15日 第3回常任委員会（ゆうちょBIZに新規11口座を追加する）
- 2月28日 学級PTAにて報告
- 3月31日 新入学生の情報を校納金システムに登録
- 4月15日 保護者に「年間集金計画」を配布 ※4/15(金)迄に
- 4月21日 ゆうちょサイトへの口座登録